

# 作業仕様書

## I 目的

この業務は、「国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）」、「国有林野管理経営規程の運用について（平成 11 年 1 月 29 日付け 11 林野経第 3 号林野庁長官通知）」、「林野庁測定規程（平成 24 年 1 月 6 日付け 23 林国業第 100 号－1 林野庁長官通知。以下「測定規程」という。）」及び「測定規程 附則 付録 7 国有林野森林図式」によるほか、この作業仕様書及び「基本図等の修正及び国有林野施業実施計画図データ等の作成業務」要領に基づいて製図等することを目的とする。

## II 規格・数量

### (1) 基本図（第 1 原図）修正

計画区	修正枚数	
中部山岳	3	(330)
長良川	1	(100)

※括弧書きの数値は、文字の大小及び文字以外の図郭修正を含む修正箇所数の目安である。（以下の表についても同じ。）

### (2) 基本図（第 2 原図）修正

計画区	修正枚数	
中部山岳	48	(1,000)

### (3) 境界基本図修正

計画区	修正枚数	
中部山岳	3	(55)
長良川	1	(14)

## III 貸与する資料及び貸与品

- (1) 基本図（第 1 原図及び第 2 原図）マイラー及び境界基本図（1/5,000）
- (2) 国有林野施業実施計画図（1/20,000）
- (3) 国有林野施業実施計画図注記一覧表
- (4) 評定図及び森林位置図
- (5) 基本図配置図
- (6) 森林調査原簿データ
- (7) その他付属資料
- (8) 貸与品

- ・作業機（椅子含む） 2台
- ・図面用大型複合機 1台
- ・スキャナ 1台
- ・キャドライナー 2台

(9) 支給材料

基本図(第2原図)マイラーの複製・更新に必要なフィルム及び修正作業に関する印刷用紙、インク等の消耗品は支給する。

#### IV 製図等概要

- (1) 縮尺5千分の1の基本図に国有林野の境界、行政区界、森林法7条の規定による森林計画区画の界、国有林野の区画、地物、標高、等高線等を製図する。
- (2) 前回策定時に製作した縮尺2万分の1の国有林野施業実施計画図をベースマップ（基図）とし、これに国有林野の機能類型、タイプ別、保護林、レクリエーションの森、施業群、法令等による地域指定、公衆の保健の用に供する区域、土地の利用状況、林種、齢級、林道その他の路網等を最新の計画に沿って修正、記入する。
- (3) 修正した基本図に基づき、基本図配置図を作成する。

#### V 施工管理

作業計画に基づき作業の工程ごとに、工程管理・精度管理・品質管理を十分に行うものとする。

#### VI 作業場所

基本図(第1原図及び第2原図)は、国有林野事業実行上において常に使用することから、計画課において管理する必要があるため、作業場所は中部森林管理局計画課執務室とする。

#### VII その他

- (1) 貸与された全ての資料は、その都度返納をする。
- (2) 受注者は、契約の履行に当たって知り得た事項をこの契約期間に関わらず第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。  
また、受注者は、この契約の履行に当たって作成した資料を転写し、又は第三者に閲覧させてはならない。
- (3) 貸与した資料は、紛失・汚損等のないように注意する。
- (4) 作業場所の使用時間は、中部森林管理局職員が勤務する日の勤務時間内とする。  
なお、これ以外の時間に作業場所を使用する場合には、監督職員の許可を受けるものとする。
- (5) 作業場所の使用に当たっては、整理整頓に努めるものとする。
- (6) この作業仕様書又は作業要領に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ実施するものとする。